

# 足立区地域自立支援協議会の目的・機能

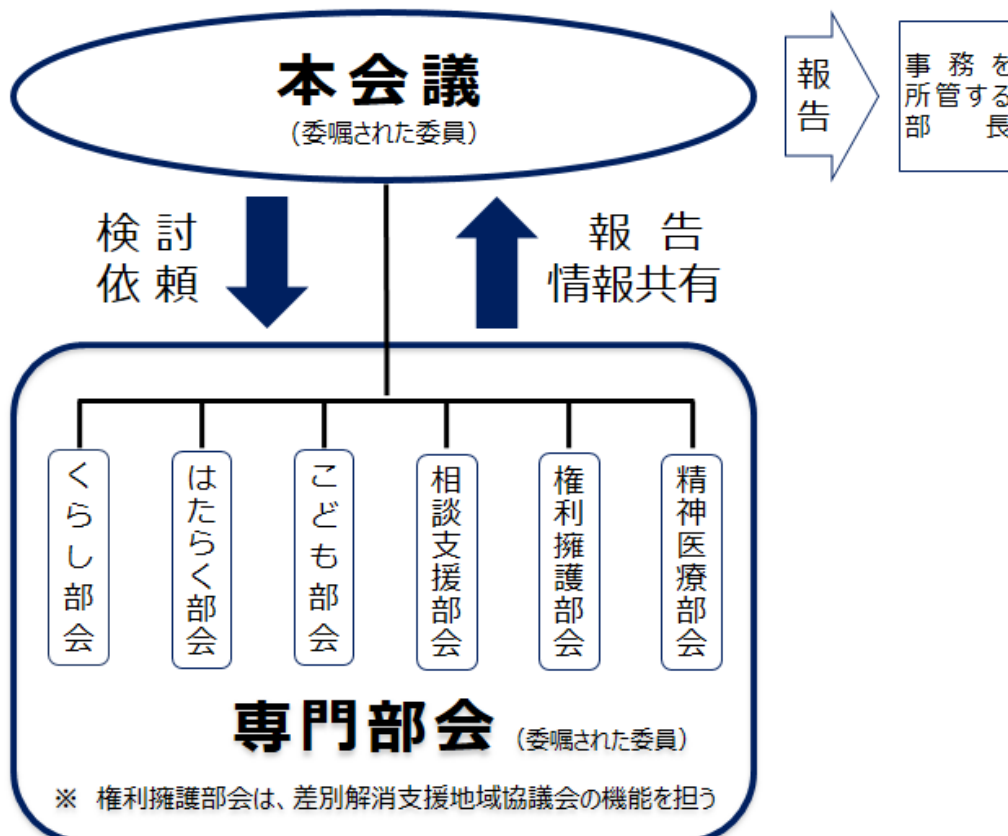
## 1 法的な位置づけ

- 地方公共団体は、（中略）障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。  
(障害者総合支援法第89条の3第1項)
- 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。  
(障害者総合支援法第89条の3第2項)

## 2 役割

- 各機関の情報交換と連携強化
- 困難事例検討と対応方法の検討
- 各機関が抱える課題の抽出及び障がい福祉行政への提言
- 地域における権利擁護システムの検討
- 市町村障害福祉計画を定め変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(障害者総合支援法第88条第8項)
- 市町村障害児福祉計画を定め、変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(児童福祉法第33条の20第9項)
- 「地域生活支援拠点等」の運営検証・検討 ⇒地域ニーズに合った社会資源の整備
- 「日中サービス支援型共同生活援助」の報告・評価 ⇒地域に開かれたサービスとするため

## 3 現在の足立区地域自立支援協議会の構成 (2018年 H30年～)



#### 4 各専門部会の目的と令和4年度の重点課題

	目的	重点課題（令和4年度）
くらし部会	区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。	新型コロナウイルス感染症の対策優先の生活が長引き、先の見えない不安、経済的圧迫などによる心の面の影響が大きくなっている。 障がいのある方の生活環境や、必要な生活のあり方、福祉サービス、各事業所のサービス提供について現状を把握し、改めて障がいのある方の生活を考え、今、何が必要なのか現状の把握と検証に取り組む。
はたらく部会	障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。	(1)災害時の対応…「水害」「地震等」 (2)アフターコロナを見据えた一般就労と福祉的就労の課題の整理 (3)地域における就労課題
こども部会	さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。 また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。	(1)各機関のなりたちや活動内容等について情報共有し、より深い連携をすすめるための基盤をつくる。 (2)支援を受ける児を取り巻く家庭環境や、その抱える構造的な課題について話し合い、適切な支援、援助について考えていく。
相談支援部会	障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。	(1)相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。 (2)相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。 (3)相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。
権利擁護部会	地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について障がい者、関係団体、事業者等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討する。	(1)障がい者差別の解消、合理的配慮の推進について情報共有、検討を行う。 (2)成年後見制度の理解や利用促進について、事例を通して検討を行う。
精神医療部会	精神障がい者の支援に関する連携及び調整	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議及び情報共有